

# 県土整備委員会会議記録

県土整備委員長 郷右近 浩

- 1 日時  
平成25年10月9日（水曜日）  
午前10時1分開会、午後12時2分散会
- 2 場所  
第4委員会室
- 3 出席委員  
郷右近浩委員長、佐々木茂光副委員長、工藤勝子委員、城内愛彦委員、大宮惇幸委員、  
五日市王委員、及川幸子委員、高橋但馬委員、小野寺好委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
清川担当書記、今担当書記、小笠原併任書記、菊池併任書記
- 6 説明のため出席した者  
県土整備部  
佐藤県土整備部長、菅原副部長兼県土整備企画室長、蓮見道路都市担当技監、  
及川河川港湾担当技監、佐藤県土整備企画室企画課長、  
金田建設技術振興課総括課長、桐野建設技術振興課技術企画指導課長、  
加藤道路建設課総括課長、細川道路環境課総括課長、八重樫河川課総括課長、  
志田河川課河川開発課長、加藤砂防災課総括課長、横山都市計画課総括課長、  
田村都市計画課まちづくり課長、伊藤下水環境課総括課長、  
澤村建築住宅課総括課長、勝又建築住宅課住宅課長、伊藤建築住宅課営繕課長、  
藤本港湾課総括課長、木嶋空港課総括課長
- 7 一般傍聴者  
1名
- 8 会議に付した事件
  - (1) 委員席の変更
  - (2) 議案審査
    - ア 議案第1号 平成25年度岩手県一般会計補正予算（第2号）
      - 第1条第2項第1表中
      - 歳出 第6款 農林水産業費
      - 第3項 農地費
      - 第2目 土地改良費中 県土整備部関係

第8款 土木費

第11款 災害復旧費

第6項 土木施設災害復旧費

第2条第2表中

1 追加中 5～7

2 変更中 10～20

- イ 議案第8号 平成25年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）
- ウ 議案第12号 土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- エ 議案第13号 土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて
- オ 議案第26号 県営住宅等条例の一部を改正する条例
- カ 議案第27号 野田地区海岸防潮堤ほか工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- キ 議案第28号 野田地区水門・陸閘（機械設備）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ク 議案第29号 田代川筋川向地区水門災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ケ 議案第31号 勝木田地区海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- コ 議案第32号 明戸地区海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- サ 議案第33号 釜石港大平地区海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- シ 議案第36号 訴えの提起に関し議決を求めることについて
- ス 議案第37号 和解の申立てに関し議決を求めることについて
- セ 議案第43号 平成25年度岩手県一般会計補正予算（第3号）

第1条第2項第1表中

歳出 第8款 土木費

第11款 災害復旧費

第6項 土木施設災害復旧費

(3) その他

委員会調査について

9 議事の内容

○郷右近浩委員長 おはようございます。ただいまから県土整備委員会を開会いたします。本日は、常任委員改選後、最初の委員会審査でありますので、執行部の紹介をいたしま

す。

佐藤悟県土整備部長を御紹介いたします。

- 佐藤県土整備部長 佐藤でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 郷右近浩委員長 この際、佐藤県土整備部長から県土整備部の方々を御紹介願います。
- 佐藤県土整備部長 県土整備部の職員を御紹介申し上げます。

菅原伸夫副部長兼県土整備企画室長でございます。

蓮見有敏道路都市担当技監でございます。

及川隆河川港湾担当技監でございます。

佐藤隆浩県土整備企画室企画課長でございます。

金田学建設技術振興課総括課長でございます。

桐野敬建設技術振興課技術企画指導課長でございます。

加藤裕道路建設課総括課長でございます。

細川健次道路環境課総括課長でございます。

八重樫弘明河川課総括課長でございます。

志田悟河川課河川開発課長でございます。

加藤郁郎砂防災害課総括課長でございます。

横山俊夫都市計画課総括課長でございます。

田村荘弥都市計画課まちづくり課長でございます。

伊藤茂樹下水環境課総括課長でございます。

澤村正廣建築住宅課総括課長でございます。

勝又賢人建築住宅課住宅課長でございます。

伊藤勇喜建築住宅課営繕課長でございます。

藤本栄二港湾課総括課長でございます。

木嶋淳空港課総括課長でございます。

井上馨岩手県収用委員会事務局長でございます。

以上で職員の紹介を終わります。よろしく願いいたします。

- 郷右近浩委員長 御苦労さまでした。

佐々木幸弘企業局長を御紹介いたします。

- 佐々木企業局長 佐々木でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 郷右近浩委員長 この際、佐々木企業局長から企業局の方々を御紹介願います。
- 佐々木企業局長 それでは、企業局の職員を御紹介させていただきます。

畠山智禎次長兼経営総務室長でございます。

丹野幸矢技師長でございます。

細川普基経営総務室経営企画課長でございます。

中屋敷暢業務課総括課長でございます。

榎充業務課電気課長でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○郷右近浩委員長 よろしく申し上げます。御苦労さまでした。

以上で執行部職員の紹介を終わります。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により、会議を行います。

初めに、委員席の変更を行いたいと思います。さきの正副委員長の互選に伴い、委員席を現在御着席のとおり変更いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議ないようですので、さよう決定いたしました。

次に、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第1号平成25年度岩手県一般会計補正予算(第2号)、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費のうち県土整備部関係、第8款土木費、第11款災害復旧費、第6項土木施設災害復旧費及び第2条第2表債務負担行為補正中、1追加中5から7まで、2変更中10から20まで、議案第8号平成25年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)、議案第12号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、議案第13号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて並びに議案第43号平成25年度岩手県一般会計補正予算(第3号)、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第8款土木費、第11款災害復旧費、第6項土木施設災害復旧費、以上5件の予算議案及び予算関連議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菅原副部長兼県土整備企画室長 それでは、初めに当初提案分の議案第1号平成25年度岩手県一般会計補正予算(第2号)中、県土整備部関係の予算について御説明申し上げます。

議案(その1)の5ページをお開き願います。当部関係の歳出予算でございますが、東日本大震災津波に係る復旧、復興事業について所要額を補正するとともに、7月から8月にかけての大雨、洪水被害への対応、国庫支出金の交付決定等に伴う事業費の補正等となっております。第6款農林水産業費、第3項農地費のうち100万円、第8款土木費は26億9,114万4,000円、6ページをお開きいただきまして、第11款災害復旧費、第6項土木施設災害復旧費は83億3,648万7,000円を、それぞれ増額しようとするもので、これらの合計は110億2,863万1,000円となるものでございます。

補正予算の内容につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明を申し上げます。予算に関する説明書の49ページをお開き願います。なお、金額の読み上げは省略させていただき、主な事業を中心に御説明申し上げますので、御了承願います。

第6款農林水産業費、第3項農地費、第2目土地改良費のうち当部関係のものは、説明欄の下段、農業集落排水事業費補助ですが、市町村が行う農業集落排水施設に係る計画策定の経費に対し補助しようとするものでございます。

次に、59ページをお開き願います。第8款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費の償還金は、国庫補助事業の額の確定に伴う返還金等について所要額を補正しようとするものであります。第3目建築指導費の建築物耐震対策促進事業費補助は、宿泊施設等の不特定多数が利用する大規模な建築物の耐震診断が義務化されることを受け、当該建築物の耐震診断を行う事業者に対して、市町村が補助する場合に要する経費について補助しようとするものでございます。

60ページをお開き願います。第2項道路橋りょう費、第1目道路橋りょう総務費は、道路関係事業の実施に伴う事務費を、第2目道路橋りょう維持費のうち道路環境改善事業費は、国庫支出金の決定等に伴う減額分を、また、説明欄中ほどの道路維持修繕費は、7月から8月にかけての大雨、洪水に伴う道路の堆積土砂の撤去等に要する経費を、それぞれ補正しようとするものでございます。

61ページに参りまして、第3目道路橋りょう新設改良費のうち地域連携道路整備事業費は、国庫支出金の決定等に伴う増額分を、また、説明欄下段の直轄道路事業費負担金は、国が行う三陸沿岸道路等の整備に要する経費の負担金を、それぞれ補正しようとするものでございます。

62ページをお開き願います。第3項河川海岸費、第1目河川総務費のうち河川海岸等維持修繕費は、大雨、洪水に伴う河川の流木の除去等に要する経費を、第2目河川改良費の基幹河川改修事業費は国庫支出金の決定等に伴う減額分を、また、説明欄中ほどの治水施設整備事業費は、大雨、洪水に伴う河川の改修等に要する経費を、それぞれ補正しようとするものでございます。

63ページに参りまして、第3目砂防費のうち砂防事業費は、大雨、洪水に伴う砂防施設の整備等に要する経費を、第4目海岸保全費のうち海岸高潮対策事業費は、事業計画の見直し等に伴う減額分を、第5目水防費の水防警報施設整備事業費は、老朽化した水防施設機器の更新に要する経費を、第6目河川総合開発費のうち日向ダム堰堤改良事業費は、事業計画の見直し等に伴う減額分を、それぞれ補正しようとするものでございます。

65ページをお開き願います。第4項港湾費、第1目港湾管理費のうち港湾快適環境推進事業費は、県管理港湾の維持管理に要する経費を、また、第2目港湾建設費のうち津波危機管理対策緊急事業費は、事業計画の変更等に伴う減額分を、それぞれ補正しようとするものでございます。

66ページをお開き願います。66ページの第5項都市計画費、第1目都市計画総務費は、都市計画関係事業の実施に伴う事務費を、また、第2目街路事業費のうち緊急地方道路整備事業費は、国庫支出金の決定等に伴い、それぞれ減額補正しようとするものでございます。

67ページに参りまして、第6項住宅費、第1目住宅管理費は、節間補正を行おうとするものでございます。

少し飛びまして、79ページをお開き願います。第11款災害復旧費、第6項土木施設災害

復旧費、第1目河川等災害復旧費は、大雨、洪水により被害を受けた河川、道路等の公共土木施設の災害復旧に要する経費について、また、第2項港湾災害復旧費のうち港湾災害復旧事業費は、東日本大震災津波の復旧に要する経費について、それぞれ補正しようとするものでございます。

80ページをお開き願います。第3目都市災害復旧費は、大雨、洪水により被害を受けた広域公園施設の災害復旧に要する経費について、補正しようとするものでございます。

次に、債務負担行為について御説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案（その1）に戻っていただきまして、7ページをお開き願います。第2表債務負担行為補正についてですが、1追加のうち当部関係は5の地方特定道路整備事業から7の日向ダム堰堤改良事業の3事業でございまして、工期が翌年度以降にわたるものについて、期間及び限度額を設定しようとするものでございます。

次に、8ページに参りまして、2の変更でございまして、表の下段の10道路環境改善事業から、次ページの20河川等災害復旧事業までの11事業につきまして、期間及び限度額を変更しようとするものでございます。

次に、当部所管の特別会計について御説明を申し上げます。30ページをお開き願います。議案第8号平成25年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。第1条は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ48億2,830万7,000円としようとするものでございます。

31ページに参りまして、歳入の内訳ですが、第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は、東日本大震災津波により被災した施設の復旧事業に要する経費について、一般会計から繰り入れようとするものでございます。

32ページに参りまして、歳出の内訳ですが、第1款事業費、第1項港湾設備整備費は、震災により被災した港湾施設の復旧に要する経費について、先ほどの一般会計からの繰越金を財源として増額しようとするものでございます。

次に、土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることについて、御説明を申し上げます。38ページをお開き願います。議案第12号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてでございますが、これは平成25年3月26日に議決をいただきました、土木関係の建設事業に要する経費の一部を市町村に負担させることに関し、急傾斜地崩壊対策事業の項中、その建設事業に要する経費の額の変更に伴いまして、大船渡市、宮古市、そして同上と表記されておりますのは岩泉町でございます。この3市町につきまして、それぞれ負担金の額を変更しようとするものでございます。

40ページをお開き願います。議案第13号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてでございますが、これは、本年度に実施する地方特定道路整備事業の建設に要する経費の一部を、受益市であります一関市及び二戸市

に、新たに負担させようとするものでございます。以上が当初提案分でございます。

続きまして、追加提案分の議案第43号平成25年度一般会計補正予算（第3号）中、県土整備部関係の予算について御説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案（その3）の3ページをお開き願います。当部関係の歳出予算でございますが、台風18号による被害に早急に対応するため、第8款土木費は1億2,000万円、第11款災害復旧費、第6項土木施設災害復旧費は25億906万1,000円を追加で提案させていただいたものでありまして、これらの合計額は26億2,906万1,000円でございます。補正予算の内容につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明を申し上げます。

平成25年10月と書いております、薄いほうの予算に関する説明書の13ページをお開き願います。なお、金額の読み上げは省略させていただき、主な事業を中心に御説明申し上げますので、御了承願います。

第8款土木費、第2項道路橋りょう費、第2目道路橋りょう維持費は、台風被害に係る道路の土砂の撤去等に要する経費について補正しようとするものであります。

14ページに参りまして、第3項河川海岸費、第1目河川総務費は、河川の流木の除去等に要する経費について補正しようとするものでございます。

17ページに参りまして、第11款災害復旧費、第6項土木施設災害復旧費、第1目河川等災害復旧費は、被害を受けた河川、道路等の公共土木施設の災害復旧に要する経費について補正しようとするものでございます。以上で議案第1号、議案第8号、議案第12号、議案第13号及び議案第43号の5件について説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○及川幸子委員 道路橋りょう維持費についてですけれども、土砂の撤去と流木の除去ということで、被災箇所全部はできないと思うのですが、これは、被災箇所全体の何割程度になるのかをお伺いいたします。

○八重樫河川課総括課長 河川に係る維持修繕費用ですけれども、修繕と河道掘削等に係る県単治水整備という事業ですが、議案第3号では6,000万円、議案第1号ではおよそ4億円、合わせて5億円程度ということになっておりまして、これが7月から9月までの大雨対応ということで、一関市千厩管内、盛岡市、矢巾町、紫波町、台風18号の松川流域分として補正させていただきたいと思っております。当初予算7億円程度に対して、今回5億円程度を増額補正して対策しようと思っておりますので、ほぼ当初予算に匹敵する規模で対策したいと思っております。

○細川道路環境課総括課長 道路関係でございますが、今回の台風18号におきましては6,000万円——土砂の撤去ですとか大型土のう設置等の費用でございますが、こういった費用は盛岡管内を中心として計上しております。主に西山生保内線のルートが、結構土石が多く、土砂、流木があったというところでございます。

それから、8月9日の豪雨。これは盛岡管内、南昌トンネルですとか、国見温泉線とか、

そういったところでやはり土砂流出などがあったものでございます。

7月のときには県南のほうの、大船渡管内、千厩管内と、あちこちで平均的に土砂流出があったということで、この7月と8月の雨を合わせまして、今回1億9,200万円の追加補正をお願いしております。今回さらに6,000万円の追加補正をお願いいたしますので、合わせて2億5,200万円という数字になっておるところでございます。

○及川幸子委員 ほぼ予算要求したところに近いと言いますけれども、7億円の予算で5億円の補正ということで、次の大雨被害が来たら大変危惧しているところでありまして、被害状況を視察させていただきましたけれども、流木や土砂堆積というのは大変な状況にあると思うのです。なお引き続き国に要望していかなければ、これは何ともならない数字ではないかと思うのですが、ほぼ計画に近いというのは、ちょっとどうかと思うのですけれども、もう一度御答弁いただきたいと思います。

○佐藤県土整備部長 今回提案させていただいております、主に県単独費の補正予算でございますが、これは主に応急対策に対応したものでございます。早急に道路を通さなければならぬ、あるいは河川の流木等がたまって危険な場所がある、堤防が決壊していて応急対策をしなければならぬ、そういうところに対応する応急的なものに対する補正が主でございます。恒久的な対策につきましては、災害復旧費のほうで計上しているもの、あとは国と調整しながら、改良系の事業については今後具体的に事業化をしながら、新たな予算として確保してまいります。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 異議なしと認めます。よって、各案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第26号県営住宅等条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○勝又住宅課長 議案（その2）の24ページをお開き願います。議案第26号県営住宅等条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきますので、説明資料の1ページをお開き願います。初めに、条例の改正の趣旨ですが、県営豊間根アパートを設置するとともに、あわせて所要の整備をしようとするものです。



次に、条例改正の内容について御説明いたします。まず、災害公営住宅として県営豊間根アパートを設置することとしています。これは、県が管理する災害公営住宅の設置について、条例の別表において住宅の名称と所在地を規定することとなっているものです。議案（その2）24ページにありますように、公営住宅の一覧に豊間根アパートを追加する形式的な改正となっております。

それから、所要の整備を行うこととしておりますが、これは福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、引用条文に条ずれが生じることから、所要の改正を行おうとするものでございます。議案（その2）24ページにありますように、法第20条が法第29条に変更されたことに伴う形式的な改正となっております。

次に、施行期日についてですが、災害公営住宅として県営豊間根アパートを設置することについては、規則に定める日から施行することとしております。これは、一般的に公の施設については、供用開始の日をもって施行日とすることとなっており、追って規則で定める日から施行することとしているものです。また、福島復興再生特別措置法の一部改正に伴う所要の整備については、公布の日から施行となるものでございます。以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○小野寺好委員 名称なのですが、災害公営住宅ということで、例えば入居基準とか、賃料とか、一般の県営住宅と別枠の位置づけになるのかなと思っていたのですが、一般の県営住宅と同じ位置づけなのですか。

○勝又住宅課長 災害公営住宅については、おっしゃるとおり当初の入居者については被災者に限定されるなどの制限がかかりますけれども、将来的には県営住宅と同様の管理になりますので、ここでは区別をせずに、全て県営住宅として扱って一覧表に追加をしております。

○郷右近浩委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 それでは、他に質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第27号野田地区海岸防潮堤ほか工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**八重樫河川課総括課長** 議案（その2）の26ページをお開き願います。議案第27号野田地区海岸防潮堤ほか工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

野田地区海岸防潮堤ほか工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、今回議会の議決を求めるものでございます。

お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきますので、説明資料の2ページをお開き願います。工事名は、野田地区海岸防潮堤ほか工事。工事場所は、九戸郡野田村野田地内で、説明資料の施工位置図に示しているとおりでございます。契約金額は、税込みで42億4,200万円。請負率は92.93%。請負者は、飛島建設株式会社・株式会社ピーエス三菱・小野新建設株式会社特定共同企業体。請負者の住所は、資料に記載のとおりでございます。

本工事は、野田地区海岸の防潮堤及び宇部川河口部の水門を新設するものでございます。工期は、平成28年3月15日までで、平成25年度から平成27年度までの3年間の債務負担行為で行うものでございます。なお、お手元の説明資料につきましては、3ページに入札結果説明書、4ページに入札調書、5ページから9ページに一般競争入札公告を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○**郷右近浩委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**佐々木茂光委員** この工事そのものに問題があつて発言するわけではないのですけれども、これは海に面しているということで、これ1カ所でなく非常にそういうところがあつて、海の人たちからは、汚濁の面で漁業環境にいろいろ心配もあるという声が出ているのですが、そういった面の取り計らいというのは、この工事の中に含まれているのでしょうか。

○**八重樫河川課総括課長** 工事全般に関しましてですけれども、環境への影響というものは無視するものではありません。極力ミティゲーションというか、影響緩和という概念のもとに工事を行うことにしてございます。

具体的には、漁業協同組合とか、植物等に関しては地元の有識者の皆さんをアドバイザーとして、各土木部の出先機関で、委員会等、そういった意見を収集する場を持ちまして、意見を伺いながら施工するということになってございます。

○**佐々木茂光委員** 地元とそういう協議をしながら、例えば川ですとサケの遡上の時期云々いろいろありますけれども、わかりやすく具体的に現場としてどういう対応をするのですか。例えば現場の中から水を出すときに、何か装置があつて濁りを流さないような方法をとるとか、私たちの目に見える対策というのはとられていますか。

○**八重樫河川課総括課長** 掘削等に伴つた濁りは、濁水処理装置というものを必ずつけま

して、濁り水は海水上に入れないという措置をとってまいることにしております。

○佐々木茂光委員 今までずっと、施工形態や管理はそういうふうにされていたのですか。

○八重樫河川課総括課長 そういうふうにしております。漁業協同組合からは、濁水の濃度を下げてくださいとか、工事における振動を極力抑えてくださいとか、漁業協同組合の再生が活発化している中で、いろいろ個別に、そういった申し入れもかなり多くなったということもありまして、具体的には、発注者、受注業者ともに、まずそういった漁業協同組合とのお話を継続してしっかりとやっていきながら、工事を進めていきたいと考えております。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本件は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第28号野田地区水門・陸閘（機械設備）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫河川課総括課長 議案（その2）の27ページをお開き願います。議案第28号野田地区水門・陸閘（機械設備）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

野田地区水門・陸閘（機械設備）工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、今回議会の議決を求めるものでございます。

お手元に配付しております議案説明書により説明させていただきます。説明資料の10ページをお開き願います。工事名は、野田地区海岸水門・陸閘（機械設備）工事。工事場所は、九戸郡野田村野田地内で、説明資料の施工位置図に示しているとおりでございます。契約金額は、税込みで8億3,632万5,000円で、請負率は85.19%。請負者は、北日本機械株式会社。請負者の住所は、資料に記載のとおりでございます。

本工事は、先ほど御説明しました野田地区海岸防潮堤ほか工事で新設する水門及び陸閘にゲート5門を製作し据えつけを行うものでございます。工期は、平成28年3月15日まで、平成25年度から平成27年度までの3年間の債務負担行為で行うものでございます。なお、11ページから12ページに入札結果説明書、13ページに入札調書、14ページから19ペー

ジに一般競争入札公告を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐々木茂光委員 ちょっとわからないのですけれども、この水門というのはどういうふうな形態で動くのですか。上がるとか、横に引くとか。

○八重樫河川課総括課長 説明資料10ページの図面をごらんいただきたいと思います。下段に水門一般図という図面がありまして、赤く着色しているものがこの工事で施工する部分であります。鉄製の門扉になっておりまして、上部に、縦線でハッチのある四つの上屋というのがあるのですが、こちらのほうに巻き上げ機械が入りまして、この水門を必要なときにワイヤーを巻き上げて上下させて、河川の開閉を行うというシステムになってございます。

○佐々木茂光委員 電動で上がったたり下がったりということですが、今回の津波でもそうですが、かなりの衝撃があつたりして、いざというときに稼働せず閉めかねた、それからちょっと傾いてしまったということが当然予想されるかと思うのですが、その辺はこの工事の中にどのように入っていますか。

○八重樫河川課総括課長 今委員からお話がありました今回の大震災においての実際の稼働状況ということも調査をしています。それで検証を行っております。おっしゃるとおり、振動によって機能しなくなった場合だとか、この水門の傾きで、挟まって上下しなくなったとかというような状況も確認されておりますので、そういったことがないように設計に取り入れて、同じような状況の場合にも、この開閉が着実に行われるようなシステムとして今設計を行っているところでございます。

○佐々木茂光委員 ちょっと細かい話になりますけれども、今回再度設置するに当たって、そういう前例というか、今までのふぐあいを、ある程度改良して設置するということですが、具体的に私たちがわかりやすいように、こういうところが変わりますとか、別に専門的でなくていいので教えてください。今までもそうだったように、ケーブルでおろす、ワイヤーでおろすというのはいいのですけれども、単純に言うと、昔のはドンとやるとパタンと落ちるスタイルもあつたのだらうし、今回これは電動で、電気で上げたり下げたりとなると、当然電気が動かなくなったら動かないのだらうなと思うところもまず一つあり、やはり当然そういうずれ込みがあつて、最後まで落ちかねてしまうというケースもあつたので、簡単にでいいです。

○八重樫河川課総括課長 まずパワーについては、自家発電装置を必ず常備して、所要電源が落ちたときには速やかに稼働するという事で考えております。

それから、不当変異等につきましては、そういった余裕は与えないような構造を現在考えております、といいますか、そういった状況が起きたのはかなり古い水門であつたということもあるので、そこは機械的に対応できると考えております。

○五日市王委員 初めての県土整備委員会ですので、よろしくお願いいたします。

いただいた資料の13ページに、業者が7者、参加されているようではありますが、県内の業者はどれとどれなのか、教えていただけますか。

○八重樫河川課総括課長 13ページの資料におきましては、一番下段の北日本機械株式会社、こちらが岩手県内の業者になっております。

○五日市王委員 この評価などを見ますと、企業の施工能力はどっちかという低いほうなのですが、地域精通度等というところが高い。これが恐らく落札の決め手に大きく寄与したのではないかと思います。こういった水門は特殊な工事だと思うのですが、常に地元業者優先という形になっているものなのかどうか、お伺いしたいと思います。

○金田建設技術振興課総括課長 基本的に一般の土木工事等に関しましては、WTO案件である19億円程度以上のものを除きまして、基本的に県内を地域要件と設定いたしまして、県内の業者が落札できるような取り扱いを行っております。ただ、今回の案件のような水門の機械設備に関しましては、県内で工場を持って製作から設計までできるところは数が非常に少のうございまして、5社ほどしかございませぬ。したがって、県内だけでは難しいということで、県外も参加できるような設定をいたしております。

いずれそういう工事の中身によって、専門的に県外の技術力が必要なところに関しましては、県外も入れての設定をいたしました。県内の業者でできるものにつきましては、基本的に県内で決定するというやり方をとっております。

○五日市王委員 県内でできないものはいたし方ないところもあると思うのですが、県内にも業者がいらっしやいますし、例えば今後南海トラフ地震などでまた津波があったりしたときも、岩手県で培った技術がそちらでお役に立つこともあるわけですね。ですから、そういう意味でも、この地域精通度は県内の業者が一番なはずですので、ここの点数を上げてあげるとか、そういった方法もとりながら、県内の業者を優先していただけるようにと思います。よろしくお願いします。

○佐藤県土整備部長 今委員から御指摘がありましたように、私どもも県内の工事はできる限り県内の業者に仕事をさせていただくということでこれまでやっています。これから膨大な工事がございませぬけれども、基本的にはその姿勢を堅持しながらやっていきたいと思っております。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本件は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第29号田代川筋川向地区水門災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤砂防災害課総括課長 議案(その2)の28ページをお開き願います。議案第29号田代川筋川向地区水門災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

田代川筋川向地区水門災害復旧工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきますので、説明資料の20ページをお開き願います。工事名は、二級河川田代川筋川向地区河川災害復旧(23災661号)水門土木工事。工事場所は、宮古市田老字川向地内で、説明資料の施工位置図に示しているとおりでございます。契約金額は、税込みで23億4,465万円で、請負率は89.9%。請負者は、飛島建設株式会社・株式会社ピーエス三菱・小野新建設株式会社特定共同企業体。請負者の所在地は、資料に記載のとおりでございます。

本工事は、東日本大震災津波により被災した田代川の津波対策施設の復旧を行うものであり、水門本体を下流部に新設するとともに、隣接する河川堤防をかき上げしようとするものでございます。なお、水門の機械設備、電気設備等は別途発注するものでございます。

工期は平成29年3月15日までで、平成25年度から平成28年度までの4年間の債務負担行為で行うものでございます。なお、21ページから22ページに入札結果説明書、23ページに入札調書、24ページから28ページに一般競争入札公告を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第31号勝木田地区海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫河川課総括課長 議案（その2）の30ページをお開き願います。議案第31号勝木田地区海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

勝木田地区海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、今回議会の議決を求めるものでございます。

お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきますので、説明資料29ページをお開き願います。工事名は、勝木田地区海岸災害復旧（23災592号）工事。工事場所は、陸前高田市米崎町地内で、説明資料の施工位置図に示しているとおりでございます。契約金額は、税込みで26億7,634万5,000円で、請負率は89.89%。請負者は、青木あすなる建設株式会社・みらい建設工業株式会社・工藤建設株式会社特定共同企業体。請負者の住所は、資料に記載のとおりでございます。

本工事は、東日本大震災津波により被災した防潮堤等の災害復旧を行うものであり、沈下、倒壊した防潮堤を撤去し、かさ上げして新たに整備するとともに、水門を復旧整備しようとするものでございます。

工期は平成28年3月15日までで、平成25年度から平成27年度までの3年間の債務負担行為で行うものでございます。なお、30ページから31ページに入札結果説明書、32ページに入札調書、33ページから37ページに一般競争入札公告を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○佐々木茂光委員 ちなみに、撤去費用というのはどのぐらい見ているのですか。

○八重樫河川課総括課長 ただいま撤去費用の概算の資料は持ち合わせてございません。後ほど資料を提出させていただきたいと思っております。

○佐々木茂光委員 今なぜ撤去費用という話をしたかという、その費用があったらと言うとちょっとあれですが、要するにここは、もう少し山のほうに堤防を寄せたほうがいいのかと私は思うのです。12メートル50センチまで上げてしまう構造にするというのであれば、その撤去費用はどうかと考えるのです。どうしても用地の関係があったりといったことで、前あったところに再度復旧することなのですが、今の構造的に、ここは道路ですね。掘っていくと恐らく岩盤が出てきたりする地形ではないかと思うのです。ここまで話がまとまってきていますから、今どうのこうのではないのですけれども、そういったところまで踏み込んだ考えというのは、検討の中に入らなかったのかと思うのですが。

○佐藤県土整備部長 どの場所に復旧するかということについては、さまざまありますけれども、後退できる場所については下げて、少し工事費を安くすると聞いております。ここについては、一番大きな課題は、すぐ後ろを鉄道が通っているということがございます。そういうこともありまして、この防潮堤を下げてしまうと道路をつくる場所が大変で、鉄道に影響するということを勘案いたしまして、工事としてはかなり厳しいのですけれども、原位置、海のほうで復旧するとしたものでございます。

○佐々木茂光委員 要するに復興というのは、復興計画で防潮堤などのいろいろな工事がされているのだけれども、最終的に将来的な姿というのは捉えたときに、今鉄道の話もされたのですが、本来ならばJR東日本との協議の中で、計画の中に盛り込んでいただきたいと思うのです。今のままの状態だと現状に戻すというので、私たちが将来的にその姿を示されたときに、これは一体何でしょうかという形にしかならないのです。今までも12メートル、要は海の見える道路の高さだった中で、12メートル50センチというのは、これは地元からの要望で決定されたとは思いますが、こういう景観を残されるよりは、私たちが逆に、セットバックして幾らかでも戻れるなら下がってもらった形で、例えば鉄道もそれに合わせてやる、道路も合わせてやるという形にしてもらったほうがよかったのではないかと思います。そういった協議というのはなかったのですか。

○佐藤県土整備部長 この形を決めましたのは、平成23年度でございます。御承知のとおり、鉄道についてはまだ形が決まっていないということが一つございます。現道自体が部分的に被災しておりますけれども、これを場所を変えとなると、災害復旧とは別の経費が必要になるということがございます。時間と、それぞれのお金をどういうふうに負担できるかということを勘案した結果、我々としてはこの形が一番早くできる、あるいは現実的な事業費の確保が容易であるということで、このような形にしております。

御指摘のとおり、景観的にはコンクリートの塀の中を車が走るような形になってしまいます。これはこれで非常に難しいところなのですが、海側が見えるよう、一部にアクリル板のようなものを設置したりしながら、配慮できるところは配慮していきたいと考えております。

○城内愛彦委員 私は、1点お伺いしたいのですが、特定共同企業体、もちろん地元の業者もついていますけれども、東京の方々が落札したということで、大規模な工事なわけですが、宿泊施設等というのはもう確保されているのでしょうか。調書の中には、多分やりとりはあったと思うのですが、その辺もしよろしかったらお聞かせください。

○八重樫河川課総括課長 現在契約者が決定している段階では、特に宿舎の場所とか規模とか、そういったものを担保しているわけではないと認識しています。ただ、応札者の方々については、そういったものを確保できる見込みがあると判断しているものでございまして、さらに応札者の方々は、岩手県で出している復興の特例ということで、例えば宿泊施設へ宿泊した場合の宿泊費を、別途設計変更で措置していただけたらとか、あるいはこれから取り組もうとしている宿泊施設の設計上の建設工事費も措置しているというアナウンス



をしておりますので、そういったことを承知されての応札であると考えております。

○**城内愛彦委員** 5億円以上の事業ですから、そういったことは含みおいた形で応札されたとは思いますが、ただあの地区に建てる場所があるのかなど、逆にそのほうが心配だったものですから。近隣の住田町とかいろいろなところを物色しながら対応するのでしょうか、ぜひ設計変更の中で、どんどん予算が膨らんでいかないように希望するものです。何か所感がありましたら伺います。

○**佐藤県土整備部長** 宿泊施設についてどうするかというのは、非常に大きな課題でございます。現実には、高田地区、釜石地区、大船渡地区もそうなのですが、宿舎は限界に近づきつつあるというお話を伺っております。

これから出てくる工事について宿舎をどうするかということについては、請け負った業者と協議し、あとは地元の建設業協会、支部などとも協議しながら、やはり宿舎が必要だというようなことがあれば、その必要な工事に対して宿舎建設費を設計変更で計上しながら、必要な宿舎を確保していくことで考えております。その宿舎についても、この工事で使い終わったら撤去するのではなく、その次の工事で使えるように極力調整しながら、有効に使えるよう考えていきたいと思っております。

○**郷右近浩委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**郷右近浩委員長** ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**郷右近浩委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**郷右近浩委員長** 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第32号明戸地区海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**八重樫河川課総括課長** 議案（その2）の31ページをお開き願います。議案第32号明戸地区海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

明戸地区海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきます。資料の38ペー

ジをお開き願います。工事名は、明戸地区海岸災害復旧（23災630号）ほか工事。工事場所は、下閉伊郡田野畑村明戸地内で、説明資料の施工位置図に示しているとおりでございます。契約金額は、税込みで10億2,532万5,000円、請負率は89.9%。請負者は、宮城建設株式会社。請負者の住所は、資料に記載のとおりでございます。

本工事は、東日本大震災津波により被災した防潮堤等の災害復旧を行うものであり、破堤した防潮堤の築堤等をする工事でございます。防潮堤については、既設位置に復旧するよりも延長が短縮され経済的となる陸側に、新たに道路とあわせて整備しようとするものでございます。なお、既設防潮堤については、災害遺構として存置するものでございます。

工期は平成28年3月15日までで、平成25年度から平成27年度までの3年間の債務負担行為で行うものでございます。なお、39ページに入札結果説明書、40ページに入札調書、41ページから45ページに一般競争入札公告を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内愛彦委員 現地を見させていただいて、こういう形にできるというのはお伺いしていたのですが、防潮堤の上を道路が走るといえることですか。縦割りの中で、管理上うまくすみ分けができていらっしゃるのかお伺いします。

○八重樫河川課総括課長 この道路は、県道岩泉平井賀普代線でございますので、防潮堤自体の構造を侵さない、要するに防潮堤の上に路盤というか舗装面が入るといえることで、構造上は明確に分離できます。それで道路管理者と海岸管理者とが管理協定を結びまして、今後の管理をしていくことになってございます。

○及川幸子委員 入札調書を見させていただいたのですが、なぜ応札者が2者だけだったのか。応札者が少なかったわけを教えてください。

○佐藤県土整備部長 統計的なデータを持っているわけではないのですが、ほかのWTO案件を見させていただきますと、結構入札に参加していただいているんですね。この工事は、県内業者限定工事です。地域要件を設定しているということで違いがございます。傾向としては、県内業者に限定した工事については、入札に参加していただく数が少なくなってきております。これは業界団体の皆さんとの意見交換でも言われているのですが、技術者あるいは作業員の確保がかなり厳しくなってきている一つのあらわれではないかと思っております。

全国の大手建設会社のほうは、余裕があるというわけではないのだと思うのですが、県内業者に比べれば、まだどこかから人を呼んでこられるということで、こういう違いが出ているのかなと思います。

○及川幸子委員 県内業者が大変なときに、手を挙げるところが少ないということは、利幅がよくよく考えるとなかったのではないかと思いますし、県土整備部長がおっしゃったように、技術者とか作業員の確保が大変大きな問題だと思っております。これは全体から考えて、これから大きな課題になるのではないかと思うのですが、それについての対応は

どうなさるおつもりですか。

○佐藤県土整備部長 非常に大きな課題になるというか、なりつつあるのだろうと思っております。これにつきましては、これまで取り組んでまいりましたけれども、技術者の配置要件の緩和、あるいは復興JV制度等に取り組んできているところがございます。あるいは施工実績についても、基本的に土木工事については撤廃しているということで、さまざま手だてをとってきております。

これからどのようなことをやれるかというのは、また業界団体の皆さんと意見交換していますが、一つそんなに間を置かないでやりたいと思っているのは、復興JVの要件について、さらに緩和していきたいと思っております。現在の制度で申し上げますと、土木工事は沿岸地域の業者が代表者になるという要件ですけれども、そこを少し緩和していきたいと考えております。

その先にどういう手だてができるかというのは、また業界団体の皆さんと意見交換しながら考えていきたいと思っておりますが、いずれ本当に人が足りないというのをどう乗り越えていくかというのは重要な課題です。難しいですけれども、やっていかなければならない課題だと思っております。

○及川幸子委員 県土整備部長がよく御存じだと思いますが、今後においても業界の方々と意見交換を密になさっていただきたいと思っております。

○八重樫河川課総括課長 先ほど佐々木茂光委員から御質問がありました、勝木田海岸に係る取り壊し費用について御説明してよろしいでしょうか。

8,700万円程度となっております。

○佐々木茂光委員 そうしますと、撤去費用ということは、これはコンクリートを破砕するわけですから、それをまた現場で再利用するというような形で考えてよろしいですか。

○八重樫河川課総括課長 コンクリート片につきましては、極力再利用あるいは他工事での流用ということが可能でありますので、そういったことで検討させていただきたいと思っております。

○郷右近浩委員長 それでは、改めまして議案第32号明戸地区海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、ほかに質疑がなければこれをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第33号釜石港大平地区海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○藤本港湾課総括課長 議案（その2）の32ページをお開き願います。議案第33号釜石港大平地区海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

釜石港大平地区海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきますので、説明資料の46ページをお開き願います。工事名は、釜石港大平地区海岸災害復旧（23災148号）工事。工事場所は、釜石市大平町地内で、説明資料の施工位置図に示しているとおりでございます。契約金額は、税込みで27億690万円で、請負率は89.66%。請負者は、東洋建設株式会社・株木建設株式会社・岩手基礎工業株式会社特定共同企業体。請負者の住所は、資料に記載のとおりでございます。

本工事は、東日本大震災津波により被災した防潮堤の災害復旧を行う工事でございます。工期は890日間で、平成25年度から平成27年度までの3年間の債務負担行為で行うものでございます。なお、47ページに入札結果説明、48ページに入札調書、49ページから53ページに一般競争入札公告を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第36号訴えの提起に関し議決を求めることについて及び議案第37号和解の申立てに関し議決を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○勝又住宅課長 議案第36号訴えの提起に関し議決を求めることについて及び議案第37号和解の申立てに関し議決を求めることについてを一括して御説明申し上げます。

議案は、議案（その2）の35ページから38ページでございます。また、お手元に配付しております議案説明資料では、54ページから56ページでございますが、まず56ページをごらんください。訴えの提起及び起訴前の和解は、県営住宅家賃を長期に滞納している者を対象として行っている法的措置であります。訴えの提起は、県営住宅家賃を長期に滞納している者——滞納月が6カ月を超え、または滞納額が30万円を超える者で、かつ滞納を解消しようとする意思が見られない者等に、滞納家賃等の支払いと住宅の明け渡しを求める訴えを提起しようとするものであります。

また、起訴前の和解は、県営住宅家賃を長期に滞納している者のうち、滞納家賃等に係る分割納入の意思がある者に対し、滞納家賃の計画的な解消を条件として継続入居を認める和解の手続を行おうとするものであります。

県といたしましては、これまで家賃滞納者に対し、繰り返し督促や納入指導を行い、生活状況に応じて家賃減免を行うなど、滞納の防止、解消に努めてまいりましたが、改善が図られず家賃滞納が常態化している滞納者につきましては、やむを得ず法的措置を実施することとしたものです。このことから、訴えの提起及び起訴前の和解申立てに関し、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

議案（その2）の35ページをお開き願います。議案第36号訴えの提起に関し議決を求めることについてでございますが、事件の名称は県営住宅の明渡し及び滞納家賃等支払請求事件でございます。2の原告及び被告についてでございますが、原告は岩手県、被告は県営アパート入居者1名であります。事件及び訴えの趣旨、内容でございますが、被告は県営住宅の家賃等を長期にわたり滞納し、その支払いに応じず、明け渡し請求等にも応じないものであり、県営住宅の明け渡し、滞納家賃等の支払い及び住宅の明け渡し期限の翌日から明け渡しをする日までの期間に、家賃にかわって支払うべき金銭の支払いを求めようとするものであります。

被告に係る滞納家賃等の状況であります。平成25年9月19日時点で、家賃等25カ月分、約42万円となっております。また、訴訟において調停または和解が適当であると認められる場合につきましては、相当の条件でこれに応じようとするものであります。

続きまして、議案（その2）の37ページをお開き願います。議案第37号和解の申立てに関し議決を求めることについてです。これは、分割納入の意思がある者と県とが簡易裁判所へ出頭し、起訴前の和解をしようとするものであります。和解により、入居者である相手方から計画的な滞納家賃等の納入が約束されるため、県としては相手方の継続入居を承認することとなりますが、仮に相手方が約束した支払いを怠ったときは、家賃等の支払いや住宅の明け渡しについて強制執行が可能となるものであります。

和解の申立人及び申立ての相手方についてでございますが、申立人は岩手県、申立ての相手方は県営アパートの入居者7名であります。なお、和解をしようとする各相手方の滞納額につきましては、平成25年9月19日時点で、少ない者で21万円余、多い者で53万円余となっております。以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し

上げます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内愛彦委員 訴えのルールについては、一応理解しました。従前、この訴えに至る前の段階で、どういうアプローチの仕方をしているのか。督促は早目早目に出していらっしゃるのでしょうか、相談を含めて少し対応したほうがいいのではないかと思うのです。これは多分氷山の一角で、全体的にはまだまだ数多くの方がいらっしゃると思うのですけれども、そういった取り組みがもしありましたら、お伺いしたいと思います。

○勝又住宅課長 説明資料の56ページにも一部記載がございますけれども、家賃滞納が発生した場合には、滞納1カ月以上の方に対して督促状の送付ですとか、あとは電話による家賃の収納のお願いをしているところです。また、その後の滞納が続く方については臨戸訪問ですとか、連帯保証人への連絡といった対応をしています。

本日訴訟ですとか、和解に至っている方については、1年近くの指導といいますか、お願ひに対して、誠意のある対応が見られなかったということでの法的措置ということで御理解いただければと思います。

○小野寺好委員 支障がなければ、滞納家賃25カ月分42万円について、なぜこういうふうになっているのか。また仮に訴訟して勝てたとして、回収できるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○勝又住宅課長 総じて申し上げますと、今回訴訟ないし和解に至っている方というのは、やむを得ぬ事情が認められず、または誠意のある対応が見られなかったということで、家賃滞納の理由については、ギャンブル等による消費ですとか、あとは事業の不振によって収入が一時的になくなったという方もいるとは聞いております。個別いろんな事情があると伺っております。

○小野寺好委員 報道によると、西日本のほうでは、反社会的なグループに属する人などが、家賃不払いで住み続けるということを平然とやっているのですが、岩手県の場合、そういった例はないですか。

○勝又住宅課長 まず、居住者の方については、暴力団関係の方かどうかということは、全て警察に照会の上で入居しておりますので、そういった方はまず排除されているということです。あとは、家賃を払わずに住み続ける方については、最終的には今回のように法的な措置に至って、強制的に出ていってもらうというような措置を行っているところです。

○小野寺好委員 重ねてお聞きしますが、今回勝訴した場合のその後の回収見込みはどのようなのでしょうか。

○勝又住宅課長 過去の実績からいいますと、訴訟で強制的に退去していただいた方からは、おおむね家賃の3分の1ぐらいが回収されております。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって県土整備部関係の議案の審査を終わります。

この際、執行部から、いわて花巻空港の平成24年度収支(試算)の公表について発言を求められておりますので、これを許します。

○木嶋空港課総括課長 いわて花巻空港の平成24年度収支を作成しましたので、報告します。

これは、空港運営に関する情報の開示、提供など透明性を確保し、利用者の便益の増進や空港運営の効率化を図るため、国土交通省が国管理空港の収支を公表したこと等を受けまして、岩手県におきましても、いわて花巻空港の収支を作成、公表するものであります。

これまで、平成22年4月に平成20年度キャッシュフローベースの収支を公表以来、順次作成、公表し、今年3月には県土整備委員会で、平成23年度の企業会計の考え方を取り入れた収支を報告したところであります。今回キャッシュフローベースの収支と企業会計の考え方を取り入れた収支を同時に公表いたします。

キャッシュフローベースの収支について御説明いたします。そもそもこれにつきましては、県の一般会計決算からいわて花巻空港に係る現金の出納を抽出し、収支を把握したものであります。また、企業会計の合理的な考え方を取り入れた収支とは、決算に加えまして、財産台帳、備品管理一覧表などに基づきまして、企業会計の考え方を取り入れた計算、つまり減価償却費や退職手当引当金の試算などを行うことによりまして、過去において投資した分も含めて、いわて花巻空港に投資いたしました費用を反映した収支を損益計算書の形で示したものです。また、いわて花巻空港の資産や負債を一覧で示す貸借対照表も作成しております。

お配りしました資料の3ページ目をごらんください。最初に、キャッシュフローベースの収支につきまして御説明いたします。まず、整備及び維持運営に係る全ての収支を計上したパターン①をごらんください。表の下段の実質収支額は、平成23年度は17億900万円の赤字に対しまして、平成24年度は14億5,800万円の赤字額となり、2億5,100万円改善いたしました。

次に、資料右側の運航の維持運営に係る収支のみを計上したパターン②をごらんください。表の下段の実質収支額は、平成23年度は4億9,300万円の赤字に対しまして、平成24年度は4億6,800万円の赤字額となり、2,500万円改善いたしました。主な理由としまして

は、空港整備に係る事業が完了したことによりまして、歳入におきまして借入金、これは県債の発行でございますが、借入金や繰越金が減少したものの、それ以上に空港整備事業費や借入金への償還額、こちら県債の償還でございますが、そのような要因によりまして歳出が大幅に減少したこと、また空港運営の効率化などによりまして、空港等維持運営費等に係る経費が減少したことによるものであります。

次に、企業会計の考え方を取り入れた収支の試算結果について御説明いたします。資料の左下にあります損益計算書をごらんください。表の中段の営業損益額は、平成23年度は12億6,500万円の赤字額に対し、平成24年度は11億2,100万円の赤字額となり、1億4,400万円改善いたしました。主な理由としましては、建物や工作物の減価償却によりまして、減価償却費が平成23年度から1億8,700万円増加したものの、空港整備に係る事業が完了し、費用の削減幅が大きかったことによるものであります。

次に、経常損益額について御説明します。表の下段の経常損益額は、平成23年度は8億1,600万円の黒字額に対し、平成24年度は3億6,400万円の黒字額となり、4億5,200万円縮小いたしました。主な理由としましては、空港整備に係る事業が完了したことに伴い、国庫補助金などの減少や一般財源からの持ち出しが減少したことなどによる補助金等受入が2億2,700万円、一般財源（その他）が3億6,300万円、それぞれ前年度から減少したことによるものであります。

次に、資料右下にあります貸借対照表をごらんください。有形固定資産についてであります。先ほど申し上げたとおり、建物や工作物の減価償却により、平成23年度から5億9,000万円減少し547億9,400万円となりました。

最後に、今年度、平成25年度の見通しでございますが、日本航空によります札幌線及び大阪線の増便、フジドリームエアラインズによります名古屋線の増便などに加えまして、国際チャーター便の運航が増加いたしました。それらによりまして着陸料等収入が増加する一方、空港の維持管理につきましては、空港等維持運営費なども増加する見込みでありますことから、今後は、国内定期便の拡充や国際定期便の誘致など、空港の利活用の推進を図りながら、引き続き維持運営の効率化に努めてまいります。以上で平成24年度のいわて花巻空港の収支の説明を終わります。

○郷右近浩委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○佐々木茂光委員 それでは、工事車両と一般車両が公道を使っている関係で、物すごい渋滞が繰り返されているのです。そういったところをどのように認識されているのかが一つと、公道は、工事車両が優先ではないはずなのですね。私は地元が陸前高田市なので、国道45号を見てもそのようなのですが、かなりの量の一般車両の大渋滞の中に——私も信号待ちをする一人であり、この間もたまたまそこにとまっていたら、3回くらい信号を渡り切れないのです。というのは、向かい側から右折するダンプカーを全部優先させてしまう、要するに信号機のところでとまっていたダンプカーが、どんどん、どんどん右折を優先させて、最後の信号が切りかわるときに、自分が抜けていくという、そういうケースが



たびたびあったものですから、実はこの間車からおりていって、「何やっているんだ、早く走れ」と言ったということがありました。

もう一つは、誘導員の方が一般車両をとめて、工事車両を優先しているケースがあり、これもそういうところに出くわしたので、注意をしたということがありました。あくまでも一般車両を優先するのが本来の姿ではないかと思うのですが、逆にそう考えますと、工事車両専用の運搬道を、現場の中だけでなく公道に併設して走らせるとか、そういった対策を講じていく必要が出てきているのではないかと思います。ダンプカーはそれぞれかなりの距離を運搬しているようですので、その地域の業者はみんな、恐らくその計画の中では、一般道路を土砂の運搬経路にしていると思うのですが、そういった経路を、少し持ち出しをしながら、一般車両との切り離しというのを考えていかないと。私たちは工事をやってもらっているという気持ちがないわけでもないで、みんなおとなしくしているのです。一般道路の傷みもかなり激しくなっているから、それを補修、修繕するというのは、恐らくまた別な会計から出ているのかなと思いますし、半年程度で終わる復興の工事ではないことから考えますと、やはり運搬経路は共有できるような場所に設定して、ダンプカーは走ってもらいたいと思います。

これは私のまちだけではないと思うのです。土日は意外と、ダンプの走る回数も、台数もかなり少なくなってきたのはいるのですけれども、平日は、皆さんそういう状況に巻き込まれているということもありますので、もしかしてそういう苦情は来ていないかもしれませんが、それはあくまでも、工事をやってもらっているのだという気持ちがどうしてもみんなあるからなのです。そういったところにも目を向けてもらいたいと思うのですが、そういった話が来ているのかどうか、また今後どのように考えていかれるのでしょうか。

○**桐野技術企画指導課長** 沿岸の各地域では、この4月から、久慈、宮古、釜石、大船渡の各管内で連絡調整会議というのを設けています。主な目的は施工確保で、工事の円滑な施工ということなのですが、資材関係の運搬などに伴う調整というのも対象としております。

特にも最近、大船渡管内の、その中でも特に陸前高田市内で、新聞報道もされているのですが、渋滞ですとか事故がふえているということは認識しております。その連絡調整会議の中で、交通管理者である警察も含めまして、先日運搬部会ということで、まずは現状を認識しようという会合を設けました。今後現状認識を踏まえて、工事専用車両の運搬路ということまではなかなか難しいでしょうけれども、なるべく渋滞を起こさないように、例えば原則右折しないで左折で回るというような全体の交通処理についても、調整を図っていきたいと思っております。

○**佐々木茂光委員** そのお話は、実はこの間広域振興局に行ってそういう話をしたら、業者の方々が集まる機会があるのでということは何だったのですけれども、私も一般人であり、どうしてもそういうことが、考え方でできるのではないかと。例えば陸前高田市を例にと

った場合、陸前高田市の工事に関係する業者がいろんなところから来ているわけだから、その人たちが共通するところに道路をつくっていくことは可能だと思うのです。

今は、どこでも走れる道路に使える状態です。住宅があるわけでもないし、まちの中を縫っていくわけでもない。例えば最短コースを選択して、こう曲がって来るよりは斜めに来たほうがルートのにもかなり短くなっていくのではないかと考えると、一般車両から切り離れた形で、あくまでも専用道路のような形でやったほうが、一般車両とかかわることがないわけですから、私は作業の効率もはるかにいいと思うのです。それはやはり早急に検討すべきではないかと思います。

工事は1年、2年で終わるのではなく、いつまでかかるか正直先も見えない話なので、それなりにきっちりと。みんな更地になっているわけですから、どこを走ってもいい状態だと思います。あとは道路のつけようについては、技術的ないろいろなことは、専門家のほうで十分検討できると思いますので、私はやはりそういうふうにしていただきたいと思っています。

○佐藤県土整備部長 復旧、復興工事の本格化に伴いまして、工事用車両が非常にふえてきて、一般の方々に御不便をおかけしているということはそのとおりだと思っています。その対応についてどちらを優先させるか、あるいはその傷んだ道路を誰がいつ直すのか、さらには専用道路をつくるべきでないかと、これらはいろいろ選択肢はあるかと思っています。我々も極力御面倒というか、御迷惑をおかけしないような方法を選択したい思いはありますが、一方でお金を使うということで、合理性を説明していく必要がございます。例えば一般道路、工事が原因で傷んでいるのはもう明らかなのですけれども、どの工事で傷んだかということきちんと説明して、その工事で負担していただくというルールが、今示されつつありまして、かなり手間といえば手間なのですが、そうはいいながら、そういう制度を一生懸命活用しながら督促するとか、国に要望しながら、できる対応をやっていきたいと思っています。

○城内愛彦委員 私も、この際で質問したいと思っています。

きょう閉伊川の水門が案件として出てくるかと思ったのですけれども、新聞上にも出ているように、遅れが出てしまったということで、こういった形で進めていくのか、今後のタイムスケジュールがわかれば教えていただきたいと思っています。

○八重樫河川課総括課長 閉伊川の水門につきましては、現在関係機関との調整や耐震対策などの設計に時間を要しておりまして、さきの8月のロードマップの改訂の公表時において、平成29年度内の完成ということで、スケジュールを変更させていただいたところがございます。

いずれこの設計等の調整は、早々に解決するべく努力しておりますので、それが終わり次第、速やかに発注等の手続に入っていきたいと思っております。

○城内愛彦委員 宮古市では、当初防潮堤、堤防で閉伊川にということだったのですが、水門でということ、市議会でも大分紛糾しながら落ち着くところに落ち着いたかなとい

う感はあるのですけれども、そういったことについては、関係者に対する説明も必要だと思いますが、説明されてきたのか、する用意があるのかもあわせてお伺いしたいと思います。

○**八重樫河川課総括課長** それにつきましては、先月ですか、宮古市議会の全員協議会で、県からも出向かせていただきまして、閉伊川水門の工程等について御説明させていただいたという経過がございます。

○**小野寺好委員** いわて花巻空港の関係なのですけれども、ひところ仙台に客をとられてちょっとお荷物かなと思ったのですが、東日本大震災でやはり必要だったと、多くの県民がそう感じたのではないかと思います。

そこで、今回の資料の中で、人件費が急に下がっているのですが、どういうことかと。最近JR北海道が随分報道されまして、合理化で安全面が非常に危うくなっているということで、よもや、いわて花巻空港の場合、経営が非常に難しいから、そっちのほうを削減ということにならないだろうなど。メンテナンスや安全確保がきちんと図られているのかということと、この人件費の中身を確認させていただきたいと思います。

○**木嶋空港課総括課長** この人件費でございますが、県土整備部花巻空港事務所の職員及び空港課の職員の給与、共済費、退職手当引当金を計上しております。

平成23年度から平成24年度に来て下がっている件でございますが、空港課の人員は実際減っておりますし、花巻空港事務所の職員もやはり結果的に減っているところでございます。しかし、それによりまして、空港の維持運営がおろそかになっているといった事実は全くございません。安全基準にのっとりきちんと運営をしておりますので、そちらのほうは問題ないと考えております。

○**工藤勝子委員** 一般質問にもありましたけれども、災害公営住宅の用地取得の関係で、被災地の皆さんの話を聞きますと、自分の住まい、生活が安定して初めて復興したという気持ちが出るという話でありまして、私はここに、162地区中70地区で交渉中で、2割の33地区が取得完了という話をメモっているのですけれども、岩手県としても、災害対応に当たる人材が非常に不足していることから、工事関係者に対して用地交渉から設計施工まで一括発注というような形をとりました。その中で成果も出たと私は思っておりますが、その後の状況はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○**勝又住宅課長** 敷地提案型買取事業のことかと思います。敷地提案型買取事業については、宮古市でまず第一弾を行いまして、合計100戸の確保が済んだところです。今現在宮古市では、中心部でももう少し戸数が必要ということで、第2次の募集を、中心市街地に限った形で行って行いまして、今複数の事業者から、具体的な提案、相談を受けているところで、まだ応募期限は来ておりません。

それ以外の市町村 ―― 宮古市以外の市町村についてですけれども、必要に応じて行う準備はありますけれども、今のところ全くめどが立たず、敷地提案型買取事業に踏み切るといったところは、今の時点ではないということです。釜石市だけが、独自に市の事業とし

て、今、中心市街地での敷地提案型買取事業を募集しているところです。

○**工藤勝子委員** 敷地提案型ということで、用地取得から設計施工までという形の中で話を伺ったのですが、業者はどう受けとめていらっしゃるのかわかりますでしょうか。業者自体も、用地取得というのは非常に難しいと考えていらっしゃるのか。県としても、もう少しその辺のところを業者に働きかけてはいかがでしょうか。

○**勝又住宅課長** 業者にしてみると、地権者と話をしてとか、あとは心当たりのある土地を、自分たちが工事できるという確約を持って手を挙げるができるので、そういう点では喜ばれていると思っています。

ただ、手を挙げるべき建設業者も、その他の仕事で手いっぱいというところもあって、こちらが期待しているほど応募が殺到するという状況にはないと思っております。

○**工藤勝子委員** 被災地に行きますと、いろんなハウスメーカー等がどんどん買い上げているというような情報もあるわけですが、その辺の状況はどう把握されているのでしょうか。個人のことですので、県としてはわからないということなのか、それとも、結局なかなか進んでいないわけですから、そちらのほうにももう少し交渉をお願いしていくということなのか。国にも、特別措置法のような形で提案していくというお話もあったわけですが、その辺のところはどう見ているのか、お伺いしたいと思います。

○**勝又住宅課長** ハウスメーカーの開発状況につきましては、定量的には把握しておりませんが、住宅展示場などで、被災地で新規分譲していますという広告はよく見かけます。ハウスメーカーが分譲しているところは、それなりの利益が見込めるようなところでして、それを災害公営住宅として活用できればいいのかもしれないのですが、そこは民間の方たちが、商業行為として買い取って開発して売るところですので、こちらとしては、できるだけ敷地提案型でやってくださいということをお願いするしかないと思っております。

○**工藤勝子委員** やはりこの部分を進めていかないと、平成27年度までという計画があるわけですね。ということは、住民の皆さんは、ことし、平成25年度の冬を迎えて、平成26年度の冬を迎えて、最終的に平成27年度と、あと3年も今の仮設住宅で暮らすことになるわけです。撤去も始まっておりますので、集約されたりしていくのではないかと考えておりますけれども、阪神・淡路大震災のときでも、7年ぐらい仮設住宅で暮らした人がいたという話を聞いています。岩手県はこれから寒い冬に向かうわけですし、その部分をかなり訴える人があるわけです。なぜその交渉が進まないのか、やっぱり一番は地権者が売らないから、それで進まないのだという話なのですから、価格を安く提示しているのか、原因をどう捉えているのかお伺いします。

○**勝又住宅課長** 地権者の方に御納得いただけない大きな原因は、やはり価格の面であると思います。こちらが提示している金額というのは、不動産鑑定に基づいて評価をしている地価ということになりますので、それ以上の金額を希望された場合には、県としてもそれを買うわけにはいきませんので、そこで時間を要するというケースが多くございます。

○工藤勝子委員 結局そうなると、これからもずっと地権者と平行線をたどっていくことになるのではないかと思うのです。

そこで県土整備部長に聞きますが、それに少し上乘せするような予算はとれないものでしょうか。土地を取得するに当たって、いち早くこういう災害公営住宅を建てていくというスタンスに基づいたときに、無理なのでしょうか。

○佐藤県土整備部長 今応急仮設住宅に住まわれている被災者の心情を思えば、御指摘のあったようなことを私どももやっていければいいのですが、公共事業で執行していく中では、全ての補償は全ての方に同じであるというこの原則を超えて、高く提示された方には高くお金を出すということは、ほかへの影響が極めて大きいということで、申しわけないのですが、そこは踏み込めない世界でございます。

そういう中で、やはり我々は、今どんな状況になっているのかということをよく御説明させていただきながら、災害公営住宅の意義、住宅に限らないのですけれども、復興の意義を丁寧に説明しながら、できるだけ早く御理解いただけるよう取り組んでまいるのが、結局は一番早い災害公営住宅の建設につながると思っておりますので、今後とも一生懸命取り組んでまいりたいと思います。

○郷右近浩委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 なければ、これをもって本日の審査を終わります。県土整備部の皆様は、退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、委員会調査について御相談がありますので、少々お待ち願います。

次に、委員会調査についてお諮りします。当委員会の本年度の委員会調査についてありますが、お手元に配付しております、平成25年度県土整備委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については、当職に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。